

# 建築物省エネ法に係る申請等手数料のご案内



埼玉県 坂戸市 都市整備部 住宅政策課

R3. 4. 1~

## 法12条の省エネ適判

区分・評価基準	床面積（※1）	新規	変更	軽微変更
性能基準（標準入力法）	300㎡未満	267,000	133,500	133,500
	300㎡以上	334,000	167,000	167,000
モデル建築物	300㎡未満	102,000	51,000	51,000
	300㎡以上	130,000	65,000	65,000
他の建築物として性能向上計画に記載され、性能向上計画認定を受けた建築物（※2）	300㎡未満	11,000	5,500	5,500
	300㎡以上	19,000	9,500	9,500

※1 次に掲げる建築物の部分を減じた床面積とする

- ・工場における生産エリア
- ・倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- ・データセンターにおける電子計算機室
- ・大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

※2 性能向上計画認定を受けたことを示す書類が提出された場合のみ

## 法34条の性能向上計画認定 及び 法41条の表示認定

性能向上計画認定（当初）は性能基準（標準入力法）の新規の欄の手数料となります。  
 性能向上計画認定（変更）は性能基準（標準入力法）の変更の欄の手数料となります。  
 表示認定は、各評価方法に応じた新規の欄の手数料となります。

適合証の提出	用途・評価基準		新規	変更	新規	変更
			床面積（※）200㎡未満		床面積（※）200㎡以上	
なし	一戸建ての住宅	性能基準（標準入力法）	40,000	20,000	44,000	22,000
		モデル住宅・仕様基準	20,000	—	22,000	—
			床面積（※）300㎡未満		床面積（※）300㎡以上	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	性能基準（標準入力法）	80,000	40,000	135,000	67,500
		モデル住宅・仕様基準	38,000	—	66,000	—
	非住宅	性能基準（標準入力法）	267,000	133,500	334,000	167,000
		モデル建築物	102,000	51,000	130,000	65,000
	あり	一戸建ての住宅		5,000	2,500	5,000
住宅用途を含む建築物の住宅部分		11,000	5,500	23,000	11,500	
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		11,000	5,500	19,000	9,500	

※ 手数料算定上の床面積は、性能向上計画認定は①、表示認定は①②をご覧ください

- ①共同住宅の共用部分を除いて設計一次エネルギー消費量を算出した場合は、共用部分の床面積を除いた床面積とする
- ②仕様規定（平成28年国土交通省告示第266号）により建築物エネルギー消費性能を確かめた場合は、共用部分の床面積を除いた床面積とする